

令和2年12月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和2年12月11日（金）、14日（月）
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…9件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：否 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…1件

不 採 択…3件

※[請願はこちら](#)

(12月11日（金） 企業局)

神山悦子委員

企業2ページの建設改良費について、人件費所要見込みによる補正と記載されているが、内容を聞く。建設改良費と改良工事費の差は1,000円であるが、ほぼ人件費と見るべきか。

経営・販売課長

企業2ページの建設改良費の人件費所要見込みによる補正については、企業局職員のうち1名分は資本的支出である建設改良費を充て、37名分は企業1ページの収益的支出を充て、残り6名分は企業4ページの地域開発事業費用を充てている。

企業2ページの建設改良費については、勤勉手当と超過勤務手当がそれぞれ増額となっているため、今回補正するものである。

神山悦子委員

1名とは会計年度任用職員か。

経営・販売課長

いわき事業所に勤務する正規職員1名分である。

神山悦子委員

期末手当の削減であると理解したが、追加の部分は何名分であるか。

経営・販売課長

追加の部分についても、資本的支出が1名、収益的支出が37名、地域開発事業費用が6名である。

神山悦子委員

そのように分ける理由が分からないため、職員の分け方を聞く。

経営・販売課長

資本的支出、収益的支出、地域開発事業費用それぞれに、各業務で仕事をする人を充てている。

宮下雅志委員

企業5ページの工業用水道料金の改定について、勿来工業用水道のいわき市南台給水区域及び小名浜工業用水道では施設設備の更新による費用の増加を料金に反映させるとのことである。いわき市南台給水区域の上昇率は20数%に対し、もう一方の小名浜は数%の上昇率であるが、どのような違いがあるのか。

工業用水道課長

経済産業省の要領により工業用水道ごとに独立採算制を原則としており、工業用水道によって供給や運営に必要な経費が異なる。具体的には、いわき市南台給水区域では、テレメーターの更新により減価償却費が増えることに伴い、20数%の経費が必要になる。一方、小名浜工業用水道についても施設整備に伴い減価償却費が発生するが、勿来工業用水道のいわき市南台給水区域ほどではない。それぞれ5年間における収支を計算し、料金の上昇率が算出される。

宮下雅志委員

いわき市南台給水区域では投資金額が高く小名浜工業用水道では安かったため、減価償却費に差が出たとのことである。水道料金が25%も上がると企業にとって相当ダメージがあると思うが、説明により理解を得ているのか。

工業用水道課長

水道料金が上がる企業等に対しては個別訪問により、その他のユーザーについては説明会の開催により、それぞれ説明し理解を得ている。

宮下雅志委員

なるべく企業の負担を抑えるよう願う。

施設や設備の減価償却期間は決まっていると思うが、耐用年数で使用し減価償却期間が終わり次第設備を更新するのか、もしくは耐用年数を経ても引き続き設備を使用できる場合には単価上昇分を減額することもあり得るのか。

工業用水道課長

委員指摘のとおり法定耐用年数が決まっているが、日常の点検等を行い少しでも長く使うようにしており、その期間は減価償却費が発生しない予定である。適正な単価とするため5年に1度見直しており、単価は上下する。

神山悦子委員

地域開発事業は今年度末で廃止されるが、企業局事業見直し実行計画の今後のスケジュールを改めて確認する。

経営・販売課長

局長説明のとおり、今年度、企業局事業見直し実行計画を見直した。

工業用水道事業については、4つの取組項目を掲げている。1つ目は「経営基盤の安定」、2つ目は「施設の適切な維持管理と改築・更新」、3つ目は「好間・相馬工業用水道の需要開拓の推進」、4つ目は「好間工業用水道のいわき市への譲渡」である。そのうち、「経営基盤の安定」、「施設の適切な維持管理と改築・更新」、「好間・相馬工業用水道の需要開拓の推進」については、引き続き令和2～4年度まで同じ目標で取り組んでいく。一部、「好間・相馬工業用水道の需要開拓の推進」については、好間工業用水道において契約率が上昇したことから、相馬工業用水道に特化して取り組んでいく。また、「好間工業用水道のいわき市への譲渡」については、これまでは漠然と譲渡としていたが、早期の譲渡として

協議を進めていく。

同様に地域開発事業についても、4つの取組項目を掲げている。1つ目は、「復興に向けた工業団地の事業の推進」、2つ目は「未分譲地の早期分譲」、3つ目は「企業債償還財源の確保」、4つ目は「地域開発事業の在り方の検討」である。

「地域開発事業の在り方の検討」については、局長説明のとおり関係部局との協議が整い今年度で廃止されるため、「復興に向けた工業団地の事業の推進」、「未分譲地の早期分譲」については、未分譲地の早期分譲に向けて取り組んでいく。

「企業債償還財源の確保」については、引き続き一般会計からの繰入れを行い、6年度までに企業債を償還し、累積欠損金を解消していくスケジュールである。

宮下雅志委員

関連で聞く。企業局事業見直し実行計画における「好間工業用水道のいわき市への譲渡」はこれまでの課題であったが、企業との売水契約により前進し、これまでの漠然とした譲渡から早期に譲渡へ変えたとのことである。

この問題についてはこれまでの経緯を整理しておく必要があると思うため、改めて説明願う。

工業用水道課長

好間工業用水道は、建設時点からいわき市が譲渡を受けるとの整理で県が整備し、市と県が設置した協議会において譲渡に向けた協議を進めてきたが、契約率が30%前後でかなり低いという大きな課題があり、いわき市から赤字のままでは譲渡を受けられないとの話があった。建設後は譲渡するとの覚書どおりに協議が進んだものの、東日本大震災の発生により県もいわき市も復旧・復興が最優先となり協議会の開催が一時中断され、2年前から再開した。委員承知のとおり、今年2月に大口給水契約が締結され、赤字経営が改善されることを踏まえ、譲渡のための条件や具体的なスケジュールなど、今後具体的に協議を進めていく。

宮下雅志委員

概略について承知した。長年にわたる内容であるため、新しい委員にも認識してもらう必要があると思い質問した。

決算審査特別委員会の昨年度決算に関する意見書においても、今後具体的な協議を進めるよう取り上げられた。今年2月に契約を締結し、タイムスケジュールを設定していくとの説明があったが、契約を結んでいくに当たり、売却価格の課題など今後起り得るハードルをどのように認識しているのか。

工業用水道課長

いわき市が経営した場合の収支予測を進めているが、有償か無償かなどの譲渡の条件をクリアしていく必要がある。

また、今後譲渡を受けるといわき市側の組織体制を踏まえ、早期譲渡の実現に向けて協議を進めていきたい。

渡部優生委員

企業局の今後の在り方について聞く。平成30～34年度の企業局事業見直し実行計画について、今回中間見直しを行ったとのことである。企業局におけるこれまでの大きな事業は地域開発事業と工業用水道事業であったが、来年3月で地域開発事業を廃止し残る未分譲地は商工労働部へ移管するため、残るは工業用水道事業のみとなる。そもそも企業局の一番の目的は、工業団地の造成により企業を誘致し、雇用創出や地域経済の活性化を図ることであり、それに付随して工業用水道事業を進めてきたと思う。要となる地域開発事業を廃止し商工労働部に移管することになれば、企業局自体をどのように組織運営していくことになるのか。企業局事業見直し実行計画には組織としての在り方は記載されていないが、今後どのように検討していくのか。

経営・販売課長

地域開発事業廃止後の企業局の組織体制については、現在、関係部局と調整を進めている。工業用水道事業については、引き続き企業局において安定的供給にしっかりと取り組んでいく。

渡部優生委員

組織の在り方については、別の部署と企業局のどちらで検討するのか。

経営・販売課長

組織については、企業局で案を作成後、関係部局との協議により決まっていくため、現在関係部局と調整中である。

神山悦子委員

意見のみ述べる。企業局の在り方を見直さざるを得なかった経過としては、工業団地の造成経費の問題や、バブル時代に県や市町村が多く開発した工業団地が途中から売れなくなった問題など様々あると思う。もともと商工労働部の事業を企業局が特化し企業会計で実施することで、一定の時期では効果があったかもしれない。しかし、県の予算編成方針や社会経済情勢など様々な社会的条件がある今の時代においては、企業局の見直しは当然であると思っている。売れば売るほど赤字が膨らむ負のスパイラルに陥っている地域開発事業について、議会や県全体がどこかで決着をつけるべきであると議論してきた結果が、この見直しである。工業用水道事業や地域開発事業の今後の在り方については、これまでの経過を踏まえて考える時期にある。

宮下雅志委員

何度も述べているが、地域開発事業は企業誘致により雇用の確保や地元企業との取引関係の構築などにより地域の活性化を図っていくとの政策目的があり、本県に活力をもたらすため、自治体が大規模な開発事業を施策として工業団地を造成してきた。民間企業による大規模造成は費用面からも不可能である。

様々批判する者は赤字が赤字を生むと述べるが、例えば企業立地補助金などは単年度会計で赤字が消えていくものの、企業会計は会計システム上、赤字が積み上がる仕組みである。一般会計から補填するなどの方法により一定程度赤字を解消すべき部分はあるにせよ、大きな政策目的の下これまで企業局が取り組んできたことは十分に意義があったと考えている。今回地域開発事業が廃止されるが、渡部優生委員は継続すべきとの意見を持っている。

地方創生の流れにおいては、災害対策上からも首都機能の移転や分散が必要と言われており、さらに開発が必要になる場面が出てくると思う。今後そうしたことに対応できる仕組みや組織を準備し、今から企業局見直し実行計画の先を意識した取組を願うが、所見があれば聞く。

企業局長

委員指摘のとおり、これまで企業局は地域開発事業のみではなく電気や住宅団地の事業など、地域に資する様々な事業を実施してきた。最大の事業は地域開発事業であったが、累積欠損金を出したことを非常に重く受け止めている。

企業局が今すべきことはまだ残っており、最も重要なことは工業団地に企業を誘致することであるため、まずはその点を一生懸命取り組みたい。

今後、企業誘致に係る業務は商工労働部へ移管されるため、企業局が再び工業団地を造成することは難しいと考えているが、県全体でどのように対応すべきかは部局横断で考えていかなければならない課題であると受け止めている。今後も地域の雇用を守るため、企業局としても引き続き取り組んでいく。

渡部優生委員

私も意見を述べておく。企業局は大変大きな役割を果たしてきたと高く評価している。赤字の部分のみ捉えれば様々な考え方があろうと思うが、地域開発事業により大きな雇用をもたらしたことは間違いのないため、これまでの仕事に対し自信と誇りを持ってよい。

今後、商工労働部へ引き継ぐに当たり、未分譲地の分譲はもとより、必要に応じて造成事業を行う場合もあるかもしれない。既存企業が本県から撤退せずに、さらに事業を拡大してもらうためには、引き続きこれまで誘致してきた企業を大切にしなければならず、今後も企業との付き合いが必要である。県と企業における人脈やノウハウの蓄積を全てなくすのではなく、移管する商工労働部へ企業局がこれまで培ってきた技術を継承願う。意見があれば答弁願う。

企業局長

渡部委員より励ましの言葉をもらい感謝する。委員指摘のとおり、もしかすると誘致企業との個人的な関係が非常に重要であると思う。現在、商工労働部と引継ぎをしているが、その辺りについては商工労働部と共に進めていかなければならないと考えている。また、企業局には工業用水道事業があるが、誘致企業である工業用水道のユーザーから情報が入り

次第、企業局から商工労働部へ情報をつなぎ、地域経済や雇用に貢献できるようノウハウを共有して事業を進めていく。

(12月11日(金) 商工労働部)

渡部優生委員

商6ページの工場立地促進費、新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業については、申込みが多いため増額補正するとの説明であった。県内企業が連携し、県内におけるものづくりの核となるよい意味でのクラスターをつくっていくことが大切だと思う。新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業を活用し、具体的にどのような産業がクラスター化を進めているのか。

企業立地課長

6月補正後に10件の申請があったが、6月補正で議決された予算の範囲内で5件を採択した。

現在、自動車関連産業への影響が非常に大きい状況にあるため、もともと海外で生産していた自動車関連の部品を作る企業が内製化したり、物流が滞り輸入できずに内製化したなどの事例がある。

渡部優生委員

補正するほど必要性のある事業であると思う。県内には部品、機械、工作物を作るノウハウを持つ企業が多くあるが、情報が不足し企業と企業が連携できず、つい県外や国外の企業に発注してしまうとの事例が往々にしてあると聞く。この事業を通じて企業間連携を進め、県が仲介役となり県内で経済を循環させ、さらに県内でのものづくりが進む仕組みにつなげるよう願うが、どうか。

企業立地課長

委員指摘のとおり、県内における経済循環が非常に重要であると考えている。

これまでも県外や海外に発注していた部品を県内で生産するケースが出てきているため、(公財)福島県産業振興センターなど関係団体等と連携を図りながら、引き続き地域内での経済循環が進むように取り組んでいく。

神山悦子委員

渡部委員から質疑のあった件のほか何点かまとめて聞く。

新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業について、支援内容を再度聞く。

企業立地課長

新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業は6月補正で計上していたが、工場やラインの一部を海外から県内の工場に移転させたり、海外に発注していた部品を内製化するなど、新たに必要となる設備投資について最大2,000万円を補助する制度である。

神山悦子委員

どのように見込み、予算を計上したのか。

企業立地課長

既に説明しているが、約2億円の増額には2点の理由がある。

1つ目は、6月補正で議決された1億円の範囲内で10件の申請に対し5件を採択したが、残り5件についても、サプライチェーンの毀損による新たな設備投資等であり当該事業の目的に合致するため、約2億円のうち7,800万円程度を計上して対応したい。

2つ目は、1次募集の締切りであった9月末以降についても企業から問合せがあるため、ニーズを踏まえ、1億2,300万円程度について12月定例会での議決後2次募集の公募を実施したい。

神山悦子委員

今日の昼のニュースでは、県内における感染者は過去最高の17名であったほか、全国的にも世界的にも過去最高の感染

者数になっており、今年の年末年始は非常に大変な状況になる。往来ができなくなれば企業からの要望がさらに増え、この事業で採択されれば支援になると思うため、引き続き注目していく。

商1ページでは、空港利活用について説明があったが、これほど感染拡大が広がる中で予算を増額して本当に大丈夫か。予算を確保しておく必要があるかもしれないが、年末年始から春先にかけてどこまで感染が広がるかは分からないものの、移動による感染拡大は最も影響が大きいと思う。経済的な支援は必要かもしれないが、このような事業をこれまでどおりに実施してよいのか非常に心配である。PCR検査など感染対策を広げていくと同時に、事業の在り方を見直し、直接的な支援が必要であると思うが、空港の利活用についてどのように考えているか。

空港交流課長

例年、秋から冬にかけて、定期便の利用が低下傾向にある。今年はコロナ禍にあり、11月末現在で対前年比75%の減となり、大幅に利用が減少している。県としては、定期路線の維持のためにも利用を回復させたいことから、今般この補正予算により2、3月にキャッシュバックキャンペーンの実施を想定している。委員指摘のとおり、利用客の安全・安心が最優先であり、空港における感染防止対策が最も重要であると考えているため、安全面に十分注意を払いながら、定期路線の利用回復に向けたカンフル剤として実施を検討している。なお、状況が変わってきているため、今後の対応は十分に状況を見極めて検討していく。

神山悦子委員

商8ページにも国内観光推進費として福島県観光周遊宿泊支援対策事業を増額しているが、G o T o トラベルキャンペーンを実施すればするほど感染が広がるように思う。感染状況を見ながら実施しないと、せっかく来ると思った客のキャンセルが増え支援にならない。

前にも述べたが、県が独自に行った10万円の福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金や持続化給付金の延長などで補う必要があると思うが、どのように考えているか。

観光交流課長

今回の補正は、東北地方、新潟県及び本県を対象とした県民割における2、3月分の宿泊費助成について計上した。観光産業は宿泊者の土産購入や食材の仕入れなど、波及効果が非常に大きな産業であるが、低迷している状況にあるため、宿泊助成により観光業界の活性化や経済再生に向けて支援する。

団体独自で作成したガイドラインに則り、消毒や受付など感染防止対策を徹底して観光客を受け入れている。経済再生と感染防止を両輪で実施していく必要があると考えている。

神山悦子委員

感染拡大の状況は侮れないため、私はもっと本気で必要な支援が何かを見極めなければならないと考えている。一定期間は移動しないことで感染状況が少し改善したとの状況であれば理解できるが、観光業界や利用者にとって感染対策を緩めるようなメッセージにならないようにすべきである。

業者を直接支援する方策も併せて考えるべきであると思うため、その点について再度考えを聞く。

観光交流課長

県民割の運用については、感染状況を踏まえながら実施していく。

神山悦子委員

一部議案に関係すると思うが、商13、14ページのふくしま医療機器開発支援センターの指定管理者の指定の内容等について聞く。

今後5年間の指定管理に要する費用が約23億円であり、同じ指定管理者である。以前の5年間で公共管理部門と収益部門を分けたことで改善に向かうと思っていたが、今後もこれまでと同じ枠組みにより一般会計から支出するのか。

医療関連産業集積推進室長

ふくしま医療機器開発支援センターの運営については、3年前に経営改善計画を策定した。人材育成やトレーニング事

業など公共管理部門については県の産業政策として一般財源から支出し、安全性評価試験をはじめとする収益部門については、収益を確保しながら、事業を軌道に乗せる初期の支援として国の指定管理料を充てる整理である。

今回、約23億7,000万円を計上しているが、様々な経営改善の努力を積み重ねることで試験の受託件数や受託料を着実に伸ばしており、今後5年間についても売上高が年々増加するとの計画で見込んでいる。一方で、専門的な技能を持った人材の確保や育成に要する費用、新しい事業分野に取り組むための投資、各種の国際認証の維持・更新などにも経費を要するため、今後5年間についても今期と同規模である約23億7,000万円を計上した。

神山悦子委員

これまで同様とは、2億円前後を一般会計から支出するのか。

医療関連産業集積推進室長

センターの事業のうち県内企業に対する支援など公的な役割については、県の産業振興施策として一般財源での支出を考えている。一方で、指定管理者制度の趣旨を十分に踏まえ、今後5年間で効率的な施設の運営を進めるなど収支改善を図り、収益部門が黒字化する場合は黒字部分を公共管理部門の支出に充当し一般財源の節減を図るなど、公費の負担の効率化を考えていく。

神山悦子委員

今後5年間で、一般会計からどの程度の金額を支出するのか。

医療関連産業集積推進室長

債務負担行為の補正額23億6,883万6,000円の財源内訳は、一般財源が13億7,854万円、国の補助金を原資とした基金からの繰入れが9億9,029万6,000円である。

神山悦子委員

本会議の一般質問においても質問があったが、国がずっと支出するのかや、収益部分が増えれば一般財源からの繰入れがおのずと減るとはいえ、その見通しが本当にあるかが非常に心配である。どのような見通しで経営改善計画を立てたかが問われるが、どのような計画で金をやりくりしようと思ったのか。

医療関連産業集積推進室長

試験の受注にはセンターが試験機関として経験を重ね、信頼性を確保する必要があったが、当初の計画では、開所すれば安全性試験について一定の受注があると見込んだため試験料等の収入を過大に見込んでしまった。

経営改善計画の下、試験機関としての能力を十分に培い発揮することで、今後5年間しっかりと運営を進めていきたい。

神山悦子委員

利用が増えないと収益も増えないが、県内外の企業を含めて、どの程度の企業が利用する見通しか。

医療関連産業集積推進室長

収益部門の事業収入の見通しであるが、例えば試験料収入については令和3年度は1億9,800万円ほど見込み、7年度は3億8,700万円を得ていく計画である。収入額が伸びる一方で経費がかかるため、3～7年度までの今後5年間において国の補助金を原資とした基金から一定金額を指定管理料として充当する予定である。

神山悦子委員

見通しがなければ計画できないと思うが、国はきちんと金を出すのか。

医療関連産業集積推進室長

ふくしま医療機器開発支援センターは、経済産業省で医療関連産業を進めていくとの施策の下、国から支援を得ている。また、来年度についても、センターの運営について引き続き財政的な補助を要望している。

神山悦子委員

意見のみ述べて終わる。赤字ではないと言いつつも一般会計から支出しなければやりくりできないとのことであるため、やはり当初の見込みが甘かったのだと思う。

コロナ禍の影響により見通しが変わったが、同じ法人が指定管理者となり大丈夫か。このままうまく回転していけばよいが、国が金をよこさなくなったり、今後の収入見込みがなくなれば、一般会計からの支出がさらに増えるため、県民に理解されない上、我々も理解できない。もう少し新型コロナウイルス感染症が収まらなければ分からない部分はあるかもしれないが、指定管理者とする以上、国に対しきちんと金を出すよう言うなり、きちんとした見通しがあるかを注意して見極めるべきだと思うため、意見として述べる。この点については、本当に心配である。

宮下雅志委員

今回、本会議において、厳しい経営環境に置かれている中小企業や小規模事業者への支援について部長から答弁があった。これまで各種補助制度や金融支援などを実施してきたが、さらに大きな打撃を受けるだろうとの観点から、伴走型の支援策として貸付け制度等も含めて直接的な支援策を講じていくとの答弁であったと思う。具体的にどのように進めていくのか。

経営金融課長

12月8日付けの閣議決定により、新型コロナウイルス感染症対策として無利子貸付けの申込期間が今月中から3月末まで延長、融資実行期間が3月末から5月末まで延長されると国から通知が発出された。期間延長のためには、県の融資要綱を改正する事務手続きが必要であるため、現在準備を進めている。

期間延長等による資金繰り支援や商工団体における伴走型支援など、引き続き資金繰り支援に取り組み、中小企業支援を行っていく。

宮下雅志委員

無利子貸付けの申込期間が12月末から3月末まで延長されたことは、必要な取組であると思う。中小企業支援策の全体的な流れとしては、まず本県の企業にダメージが出始めたのが3～5月頃であり、その時点で国、県及び市町村から給付金、支援金、協力金など直接的な支援が実施されたほか、並行して、何とか急場をしのぐための無利子貸付けが実施された。その際の貸付け条件は月商の3か月程度で、売上げの減少比率によっては半年程度の資金であり、6月頃に貸付けを受けると年内に資金が枯渇しそうであると現場で議論していた。しかし、国によるG o T o トラベルキャンペーンやG o T o E a t キャンペーン、本県における宿泊支援などにより、旅行業界では10～11月の売上げが前年度を上回り一時小康状態になるなど、様々な需要喚起策の効果があった。G o T o トラベルキャンペーンが6月まで延長され、このままいけば何とか回復基調に乗ると考えていたところ、ここに来て冬場の感染が相当拡大した。国ではG o T o トラベルキャンペーンを実施しつつ感染を抑えろの方針を出していたが、札幌市、大阪市、東京都における65歳以上の高齢者などの適用除外や、専門家会議における一時停止の要請などの流れになってきた。会津若松市内の旅館についても、G o T o トラベルキャンペーンの適用除外について議論が始まった頃から予約キャンセルが相次いだ。国はG o T o トラベルキャンペーンを実施しようとするが、一般の人は自ら身を守るために自粛したことから、G o T o トラベルキャンペーンの実施前の状態に戻ってしまった。

この状況を緊急事態と捉え、この先半年になるか1年になるかは分からないが、例えばワクチンができるまでの間をしのぐための支援が必要である。3月末まで融資期間が延びたことは非常によいと思うが、これまでも通常の融資枠をいっぱい借りており、融資期間が延びたとはいえ貸付け枠のさらなる拡大や融資額の上乗せは相当ハードルが高い。どのくらいの期間この危機が続くか分からない今の段階において、信用保証協会は返済予定はどうするかと、答えられるわけがないにもかかわらず聞いてくる。上乗せの融資であれば、返済が開始したときに負担が大きくなるように、これまでの融資と一本化するなど、県として緊急事態との意識を持ち方針を出す必要がある。国は大手企業への貸付けを劣後ローンにしたが、そうした形での資金的貸付けや超長期にするなど、未曾有の危機であると意識した対応を願うが、どのように検討しているのか。

経営金融課長

今回、無利子貸付けの融資限度額は引上げが見送られている。無利子貸付け件数で融資実績を割ると1,600万円である

が、中には限度額の4,000万円を借りている事業者もいるため、そうした事業者については有利子型の融資で対応してもらおう。そのほか、政府系金融機関として、日本政策金融公庫では中小企業事業で7億2,000万円まで貸せる新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）、商工中金では融資限度額のない大企業向けの融資などがあるため、既にある充実した制度を活用してもらおう。

経営改善計画を作成した場合には、日本政策金融公庫と民間の金融機関とで連携して融資を行う協調融資という融資条件もあるため、県の緊急経済対策資金なども活用してもらい協調して支援していく。

宮下雅志委員

実際にはコロナ禍だけの影響ではない部分があると思う。企業側が提出した再建計画に基づく返済は当然必要だが、今回の融資制度についてはある程度柔軟に検討していく必要がある。もちろん誰彼構わずではなく、再建計画をしっかり立てた上で、今後の生き残りをかけた企業の努力に対して十分に支援していくとの姿勢をきちんと示すように願う。

神山悦子委員

否定はしないが、それはそれで必要な人に融資すればよい。やはり給付金など直接支援が求められていると思うが、なぜ踏み出さないのか。

年末年始における経済や雇用の見通しについて、県はどう把握しているのか。

経営金融課長

通常の場合でも年末年始には一定の資金需要があるため、無利子型融資の期間延長や有利子型融資の紹介、そのほか有利な制度を紹介するなど資金繰りを支援していく。また、10月の倒産件数は伸びたものの、11月は30数年ぶりに倒産件数が少なかったとの報道もあるため、企業の状況については引き続き注視していく。

雇用労政課長

福島労働局が発表している10月の有効求人倍率は前月から0.03ポイント上昇した1.18倍であり、このところの推移を見ると5月を底にして求職も求人も少しずつ増加傾向にある。事業者は雇用調整助成金などを活用して何とか踏みとどまっている状況であると考えている。この傾向については、感染拡大により今後予断を許さない面もあるため十分注視していく。

神山悦子委員

10月の数字は説明のとおりかもしれないが、むしろ年末に向かうほどさらに悪くなるのではないかと思う。大学生や高校生など若い世代では、来年度の就職見通しが無い状況である。高校に状況を聞いたところ、来年は大丈夫かもしれないが、むしろ次の年に企業が雇ってくれるかが心配であるとのことである。また、真っ先に解雇される非正規労働者は若い世代や女性が多く、経済的な困難による自殺者が増えている状況にあるが、本県は全国でも2、3番目に多い上昇率である。

コロナ禍が1年で終わるか分からない状況を考えると、雇用対策や中小企業への直接支援について、県が本気で実施することで乗り切れるならば随時実施すべきであり、融資や現存する制度では不十分であると思うが、考えがあれば聞く。

商工総務課長

新型コロナウイルス感染症の影響により県内の経済状況が厳しい点については、県として共通認識を持っている。これまで感染防止に努めながらも社会経済活動のレベルを引き上げるために、実質無利子型の特別資金やサプライチェーンの強化などで資金繰り支援や雇用の維持など様々な施策を実施してきた。また、そのほか需要喚起を図るためにも、オールふくしま買って応援キャンペーンなどにより多角的に施策を実施してきた。

現在、福島市などや感染が拡大している地域もあるため、今後とも感染状況を注視しつつ必要な施策を検討していく。

高橋秀樹委員

12月1日からオールふくしま買って応援キャンペーンの第2弾が開始したが、Android版のスマートフォンアプリが使えない中でのスタートであった。実は私も試したが、昨日時点でも使えなかった。紙でも応募はできると思うが、

せっかくICT化を進める中、iOS版では応募できてAndroid版では応募できないという状況は、県民サービスとしていかなものかと思った。

この点について、今後の対応を説明願う。

商工総務課長

委員指摘のとおり、オールふくしま買って応援キャンペーンの第2弾のスマートフォンアプリについては、大変申し訳なく思っており心よりお詫びする。

当初はiOS版とAndroid版のどちらも、12月1日から一斉にアプリを稼働する予定であったが、Androidを対応しているGoogleが新型コロナウイルス感染症関連のアプリのリリースを最優先としており、不具合の発生で遅延が生じている。

iOS版は稼働しておりAndroid版は現在修復中であるが、アプリの利用時の特典については、どちらのシステムを利用していても不公平が生じないように現在調整中である。なお、Googleへは毎日進捗状況を申し入れ急がせている。大変申し訳ない。

高橋秀樹委員

私に謝られても困るが、スマートフォンアプリを使うとQUOカードPayの特典があることが一番の目玉であったと思う。状況については理解したが、県民のためのせっかくのキャンペーンであることから善処を願う。

(12月14日(月) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

商21ページの給与改定に伴う補正について、対象人数と会計年度任用職員の有無を聞く。

次長兼審査調整課長

対象職員は10名であり、全て正規職員である。

渡部優生委員

商15ページにおける労働委員の報酬の減額について、新型コロナウイルス感染症の影響で会議が開催できない月があったのか、もしくは会議は開催したが出席できない委員がいたのか、詳細を聞く。

次長兼審査調整課長

新型コロナウイルス感染症の影響により、神経を使い総会の開催可否を検討してきたが、実際に開催しなかったのは1回のみで基本的には開催した。労働委員が出席できなかったのは、新型コロナウイルス感染症の影響ではなく各事情によるものであり、確定している欠席分を減額した。

神山悦子委員

労働相談の内容について聞く。11月末までの相談件数は271件であったと説明があったが、新型コロナウイルス感染症関係の相談の有無を含め、主な相談内容や特徴を聞く。

次長兼審査調整課長

新型コロナウイルス感染症に関する相談は11月末までが36件で、新型コロナウイルス感染症と明示した相談は9～11月末までが3件であった。労働委員会における昨年度同時期の相談件数が277件であったため、新型コロナウイルス感染症により相談件数が大きく増えたということはない。9月定例会でも説明したが、新型コロナウイルス感染症に関しては4～6月における相談件数は非常に多かったが、その後は月に2、3件程度であり、11月にはなかった。ただし、相談時に明示されなくとも、雇用情勢の中では新型コロナウイルス感染症が非常に大きな要素を占めており、様々な相談の背景になっていると思う。

また、相談件数についてはハラスメント関係や解雇や退職に関する内容が非常に多く、新型コロナウイルス感染症に関する部分を除き、例年と比べて大きな変化はない。

神山悦子委員

様々な事件の報道がある中、ハラスメント関係の相談が多いことが気になる。

別の質問であるが、労災事故が増えていることから、福島労働局は好間工業団地内のバイオマス発電所の建設現場の巡回パトロールを実施したとの報道があった。労働委員会事務局にも労災事故が多いとの情報は入っていると思うが、原発関連の労働問題や除染関連の労使関係は相談件数に含まれるか。

次長兼審査調整課長

原発関連の労働相談を含めて集計するが、相談はなかった。また、除染に関する最近の相談として、中間貯蔵施設の運搬を行う下請会社の社員から、現場で事故が多いことから下請け金額が減額されたことによるとぼつちりで解雇されたが、その解雇は適正かとの相談があった。

神山悦子委員

県内における労災死亡事故が昨年より増加しており、大変気になっている。本県における今年の労災事故による死者は昨年1年間の死者20名を上回る25名であったとの報道からも、福島労働局がパトロールを実施したのだと思う。現場ではまだまだ復興に向けた事業があるため、引き続き安全対策などが必要である。

また、警察庁や厚生労働省の調査によると、10月は自殺者の増加率が富山県に次ぎ2番目であるなど、自殺者の増加についても大変気になっている。本県は震災から10年目を迎えたが、昨年の台風災害や今回の新型コロナウイルス感染症対策などが続き、既に疲弊しているのではないか。しかも女性や若者の自殺者が多く、非正規労働者が真っ先に失業するなど非常に厳しい環境にあることがうかがえる。労働委員会事務局が直接受ける労働相談やワークルール出前講座などにより、労働者の権利を守ることや高校生への啓発など対策がますます必要になると思うため、引き続き対応を願うとともに見解を聞く。

事務局長

委員指摘のとおり、個々の相談を聞くと県内の雇用環境が厳しくなっている。労働委員会事務局へは、様々な場所で相談しても解決せず何か手がかりがあればと相談に来る人が多いため、法テラスや福島労働局、商工労働部内の福島県中小企業労働相談所など様々な相談機関と連携し、一つ一つの事案を丁寧に対応していく。

(12月14日(月) 教育庁)

神山悦子委員

追加議案の教2ページにおける教職員の給与費の減額について、対象者と人数を聞く。また、会計年度任用職員など他の教員分は、どの事項に含まれ何名であるか。

財務課長

対象職員数は、事務局費が429名、小学校費が7,398名、中学校費が4,529名、高等学校費が4,000名、特別支援学校費は1,798名であり、そのほか教育委員会の委員分として5名あり、合わせて1万8,159名である。

また、教12ページの職員費における教職員の給与費が事務局の正規職員、教4ページの小学校費が小学校の教職員、教5ページの中学校費が中学校の教職員であり、それぞれに対象者の金額が対応している。また、少額ではあるが、各事業で減額されている部分が会計年度任用職員分の減額である。

神山悦子委員

正規職員が1万人を超えているが、その他についてはほとんどが会計年度任用職員であるか。

財務課長

先ほど述べた小学校費や中学校費等には欠員補充等の教員が含まれ、それ以外の事業費には、昨年度まで臨時事務補助員として勤務していた会計年度任用職員を含む。全体としては、欠員補充等の教員を含めて約2,000名が臨時的に雇用さ

れている職員である。

神山悦子委員

本県は全国に先駆けて独自に30人または30人程度学級を実施しているため常勤講師が結構多いと思うが、常勤講師は会計年度任用職員の扱いになるのか。

財務課長

欠員補充等の教員は臨時的任用職員であり、さきに述べた小学校費や中学校費に含まれている。

神山悦子委員

私の質問が悪かったのかもしれない。30人または30人程度学級を進める本県では、常勤講師が担任をしたり臨時的任用職員等でやりくりしているかもしれない。通常であれば標準法で定められた教員数として手当てされるが、フルタイムで勤務する常勤講師の給与改定については、教職員の給与費に含まれているのか、含まれているならば何名程度かなど取扱いを確認する。

財務課長

委員指摘の教員については、さきに説明した教職員費に含まれている。また、学校ごとの教員数については、申し訳ないが手元に資料がない。

吉田栄光委員

1点目として、普通科の特色化を図るとの観点から県立高校におけるコース制について聞く。教育長の説明では、人間の醸成や職業への使命感の醸成というキーワードのみ押さえたように受け止めた。学力に特化したコースをつくるのかなど、内容について詳細を聞く。

また、2点目として県立高等学校の再編についてであるが……

遊佐久男委員長

吉田委員に述べるが、一般的事項に関する質問ではないか。

吉田栄光委員

議案に対する質疑ではなかったため、後ほど質問する。

遊佐久男委員長

それでは、一般的事項に関する質問として質問を願う。

神山悦子委員

教8ページ等の県立高等学校再編整備事業について、設計費の内容を聞く。

施設財産室長

令和4年度に統合する5校の高校について、統合に伴い必要となる教室や保健室、事務室の整備、エアコンの移設、トイレの改修などを実施する予定である。

神山悦子委員

各学校でそれぞれに予定している改修があり、今の説明は5校に共通しているわけではないと思う。今回は設計費のみ計上しているが、来年度から工事に入るのかなど今後のスケジュールを聞く。

施設財産室長

令和2、3年度に設計し、3年度以降に工事に着手する。

神山悦子委員

私は統廃合に賛成していないが、内容のみ確認した。

また、教16ページにおける南沢又教職員公舎の設計に係る委託料について、解体後は新たに建てるのかなど今後の予定を聞く。

施設財産室長

南沢又教職員公舎は建物の老朽化や駐車場がないなどの理由から利用率が低迷し、平成20年度から政策的空き家となった。施設の解体後は、隣接する職員公舎等と合わせて総務部が土地の利用策を検討していく予定である。

神山悦子委員

どこの職員公舎であるか。

施設財産室長

南沢又の県職員公舎である。

神山悦子委員

教15ページの明許繰越しについて、スクールバスの購入が延びるとのことだが、その財源は避難地域であるため復興予算であるか。

また、同じページに記載のある財務管理費の内容を聞く。

財務課長

学校維持管理費で繰越しを予定している富岡支援学校のスクールバスについては、復興予算を活用して購入する。

施設財産室長

財源は、一般財源のほか国庫支出金として電源開発の予算である。

遊佐久男委員長

事業の内容を説明願う。

施設財産室長

福島北高校における第一体育館の屋根ふき替え工事と会津高校におけるテニスコート整備等工事である。

神山悦子委員

教19ページの会津自然の家の指定管理者の指定についてであるが、これまでも教育施設は直接県が管理すべきであると主張してきた。会津自然の家を指定管理とするのは初めてであると思うが、指定の経緯を聞く。

また、教20ページにはアメニティグループの代表団体として（株）サンアメニティと記載されているが、指定管理者として選定した経緯を併せて聞く。

社会教育課長

平成30年度にいわき海浜自然の家、郡山自然の家、会津自然の家を指定管理に移行するため、指定管理者を募集したが会津自然の家のみ応募がなかった。その後、民間の能力を活用し、これまで以上にサービスを向上し施設の利用者を増やすため、今年度に再度指定管理への移行を試みた。募集時に申請の資格要件等を見直したところ、（株）サンアメニティが代表団体であるアメニティグループから申請があった。アメニティグループは、（株）サンアメニティ、（株）フロム常陸及び（株）サンアメニティ東北の3者で形成され、3者で指定管理を受けたいとの申請であった。

神山悦子委員

今の説明によると、3者が共に会津自然の家を管理するのか。

社会教育課長

説明不足であった。3者が会津自然の家の運営や経営を分担して行う計画であり、（株）サンアメニティは運営業務、（株）フロム常陸はビルメンテナンスなど施設の維持管理業務、（株）サンアメニティ東北は給食関係業務を担当する。

神山悦子委員

社会教育施設として重要な役割を果たすため質の担保が必要であり、民間への管理の委譲ではなく本来は教育委員会による直営にすべきと思う。

決算審査特別委員会で大分前に会津自然の家を訪れた際は、エアコンがないほか施設が老朽化するなど改修が必要であった。この会社が施設の改修を行うのか、もしくは委譲前に改修を行うのかを確認したい。

社会教育課長

会津自然の家はアメニティグループに委譲せず、運営のみを委託する。郡山自然の家やいわき海浜自然の家も同様であるが、県立の自然の家であることに変更はなく施設の大規模改修は県が行う。現在、計画的に工事すべき箇所を検討している。また、議決後は4月1日から指定管理となるが、大規模改修の予定はない。

神山悦子委員

放射能による被害があった2011年以降、ふくしまっ子体験活動を行うなど県内では自然の家が様々な活用されてきた経緯がある。指定管理とした後も県が目配りし、きちんと予算を計上し必要な改修を実施すべきであるため、意見を述べておく。

吉田栄光委員

1点目は、さきに述べたとおりであるため詳細を説明願う。

2点目は内容が重い、県立高校再編についてである。県立高校の再編は、少子化により本県の環境が激変するとの大前提で進めている。議会での答弁や会派で話を聞くと、統廃合に伴う通学等の課題に関する内容が多くなっており、少子化による県立高校の統廃合は避けては通れないことはおおむね共通理解であると思う。

現在、私立学校からは、公立学校の統廃合により私立学校の経営に支障がないように願うとの要請がある。教育環境が変化する中で統廃合を進めるには、私立学校における今後の経営を踏まえた考え方も必要であると考えている。教育庁では私立学校とも協議している状況にあると思うため、総合的な視点に立ち答弁を願う。

高校教育課長

最初の質問である普通科のコース制について答弁する。

県立高校改革前期実施計画に基づき、普通科の特色化を図る観点からコース制を導入する。本県では、教員採用試験の受験者数が年々減少しているほか、医師や介護職等の不足が深刻化している現状にあるため、医療、教育、保健福祉などの分野で将来本県で活躍できる人材の育成を目的とする。例えば、生徒が医療従事者から直接現場の話を聞いたり、実際に医療機器に触れるなど専門性の高い体験的な学習を行い職業への関心や理解を高めるほか、特別講座や講演会の受講により使命感や倫理観を、進路指導や学習指導の充実により進路を実現する学力をそれぞれ身につけさせていく。なお、学校特性や地域バランスに応じて学校を指定する。

県立高校改革監

私立学校も公立学校と同様、本県の将来を担う人材を育成するための教育を行う点は同じである。また、将来に向けた少子化の進行や課題について共通認識を持ち、互いの役割を担いながらしっかりと対応できるよう、県と私立学校協会とで組織する公私立学校協議会において協議している。

吉田栄光委員

子供たちの進路は非常に広いため、コースを選択できなかった子供が優位に進路を進めないとの誤解がないように願う。

県立高校改革計画を後期まで全て実行した場合、私立学校の経営に支障はないか。公立高校の統廃合により少子化という環境変化を全て飲み込めるのか、もしくは私立学校団体にも一定程度協力と理解を得ながら進めていくのか。

県立高校改革監

急激な少子化の進行は、今後も終わりのない状況にあると思う。公立高校は都市部のみならず過疎・中山間地域でも運営しているため、教育機会の確保との観点からも、改革を実施しつつ必要な教育環境を提供することが役割である。一方、私立学校は特色ある人材の育成という役割において、少子化については共通課題として認識しており、公立学校のみで対応できるものではない。私立学校の経営に影響があるか否かも含め、私立学校団体と少子化の流れを共有しながら検討していく。

高校教育課長

基本的には、高校1年次ではキャリア指導やガイダンスを行い、2年次からコース制に分かれるため、適性に応じた進路を選べるよう指導していく。

吉田栄光委員

私立高校に関する考え方については、非常に重い答弁であった。統廃合については様々な苦労がある中、私立学校団体と意見を共有する部分があるはずである。大きな目的として、私学団体、教育庁、議会それぞれが、今後複雑化していく社会環境を乗り越えていかなければならない。答弁は不要であるが、本県の高等教育を上位につけていくためにも、私立学校団体とは今後これまで以上に協議を願う。

教育長

吉田委員から様々な意見を得た。委員指摘のとおり、公立学校も私立学校も少子化の中で学校を運営しているため、私立学校からも一定の理解を得ていく必要がある。私立学校は都市部にやや多く公立学校は過疎地域等もカバーしているが、都市部においても生徒数は減っていくことから私立学校側とも意見交換をしている。しかし、私立学校の経営に関する問題については、まだ完全な結論が出ない状況にあるため、私立学校を所管する総務部も交えて協議していく。

コース制についてはやや分かりにくい部分があり申し訳ない。コースを選択しない子供の進路に関する言及はもともとであると思う。どんな生徒にも様々な将来の希望があるため可能な限り進路を実現させてあげたいが、全ての職業についてこうしたプログラムの展開はできない。そこで、比較的希望者が多く人材が不足している職業について、まずは普通科でプログラムを展開することとなった。他の職業を無視するとのことは全くなく、これまで以上に力を入れていく。また、普通科では大学進学後に進路を選択する子供もいるため、そうした選択も尊重していく。まだ初めての試みであり、令和4年度に導入するまで今後細かく調整していくため、様々な意見を反映させていく。

山田平四郎委員

吉田委員の質問に教育長が答弁した内容について、要望を兼ねて質問する。

コース制の創設については、私は非常によかったと思っている。最近、新聞に岩瀬農業高校が18品目でGAPを取得し日本一になったとの記事が掲載されていた。県が掲げるGAP取得日本一を目指すとの目標に向けて、9つの農業系の高校で取り組んだ成果である。農業高校で成果が出たほか普通科でもコース制を創設することから、商業系や工業系についても地元で貢献できる人材を育てるために何かつくらなければならない。大学に行かず地元で勤める子供たちが即戦力となるために、どのようなカリキュラムで学ばよいかも含め、農業系におけるGAPのような目標を商業系や工業系についても掲げるよう願う。

また、コース制では県立医科大学や福島大学と連携すると説明があったが、郡山市にはふくしま医療機器開発支援センターがあり、医師や医学部の生徒が訪れて研修しているとのことである。医師のみならず様々な医療人材についても医療機器に触れる機会をつくるよう商工労働部と打合せを行い、県立高校へもこうした施設があると指導を願う。何か考えがあれば答弁を願う。

高校教育課長

商業系や工業系では様々な資格取得の分野があり、各学校が目標を掲げて熱心に取り組んでいるため、今後とも支援していく。また、実際に工業高校の生徒が地域住民のニーズを反映したごみ回収ボックスを製作した例があるが、積極的に地域づくりに関わることは、自分たちが地域でよい役割を果たしたとの自信にもなるため、今後そうしたことも支援していく。

また、ふくしま医療機器開発支援センターの情報は大変ありがたい。参考にさせてもらい、情報を収集し検討していく。

神山悦子委員

令和4年度から医学、保健・医療、教員養成、福祉の4つの分野でコース制を実施することだが、詳細が説明されたのは今回が初めてである。コース制の創設が決定された経緯、高校や校長とどのように相談してきたかを聞く。

高校教育課長

決定に至る過程としては、関係学校と相談しながら進めてきた。なお、県立高等学校改革前期実施計画にコース制の導入が位置づけられていたため、この方針に基づき具体化した。

神山悦子委員

コース制の設置についてはある程度聞いていたが、具体的な内容までは聞いていなかった。校長など関係学校と相談して導入を決めたとのことだが、医学、保健・医療、教員養成、福祉の4分野に分けた理由を聞く。また、2年次からコース制に分かれるとの理解でよいか。

教育長

後ほど高校教育課長が詳細を説明するが、前段については先ほど説明したとおり県立高等学校改革前期実施計画に位置づけられている。学校教育審議会においても、そもそも普通科高校は大学進学となりがちで、農業系や工業系に比べると魅力を出しにくいいため、普通科に何か特色をつけられないかとの議論があった。

これまでも本会議において山田委員より再三にわたり質問を受けており、医療系や教員系であると、ある程度は答弁してきた。確かに今回初めて学校名を説明したが、教育委員会及び各学校長と様々な議論を重ねていき、学校を決定している。

高校教育課長

先ほども説明したが、本県では医療人材や介護職の不足、教員については特に小学校における教員採用試験の倍率が低下し、こうした分野で活躍したいと考える生徒が減っていることから、何とかするためにこれらの分野を設定した。

神山悦子委員

これまでも保健・医療分野、教育、福祉関係の人材不足について主張してきた。普通科高校のコース制を卒業した後は大学に進学する生徒もいれば、そうでない生徒もいると思う。キャリア教育では高校卒業後のことまで考えなければならぬが、中には県外の学校へ進学する生徒もいる。卒業後は本県に戻って活躍してもらいたいと思うが、その選択の自由は生徒にあることを忘れず、生徒や関係学校の声を十分に聞くよう願う。

もう1点確認だが、今後のカリキュラムは学校と教育委員会のどちらが組むのか。

高校教育課長

今の質問に答える前に、先ほどコース制は2年次から分かれるかとの質問に答えていなかったので説明する。1年次はコースに分かれず、自分が真にそのコースに進みたいかを十分に考えるためのキャリアガイダンスに充てる。2年次に希望するコースに進むことが基本であるが、今後検討を進める中で、1年次から部分的に導入したいとの学校が出てくる可能性はある。

カリキュラムに関する質問であるが、教育プログラムには授業部分のカリキュラムと長期休業など授業以外の部分に分かれている。県ではコース制を広く捉えており、必ずしも新しい授業科目をつくる必要はなく、長期休業中や土日など課外において教育プログラムに参加することも可能である。そのため、時間割を組み替える学校もあれば、時間割はそのままし長期休業中にプログラムを実施する学校もあると思う。教育委員会において各学校が参加できる共通のプログラムを準備する一方で、各学校が独自に講演会を実施したり科目をつくるという両面がある。

神山悦子委員

各学校の特色や状況が異なることから、全てをがんじがらめにはせず学校の独自性を大事にすべきであると思うため意見とする。

次に、代表質問で大橋沙織議員が述べた保原高校定時制の統廃合について聞く。保原高校の定時制は定時制高校3校の中で最も多い53名の生徒が通っている。福島市中心部から少し離れている福島中央高校は、伊達市から福島市へ通学する交通アクセスが不便である。

県立高等学校改革懇談会で説明したと言うが、この点について何ら具体的に答えていないと思う。要望により夕間部のほか夜間部も設けるとのことではあるが、あまりにも遠すぎるため、どのように検討してきたのか再度説明を願う。

県立高校改革室長

令和2年度における保原高校定時制と福島中央高校の入学者は、それぞれ8名と10名であり、1桁または1桁に近い人

数である。定時制ではあるが、これから社会に出て行く生徒たちであるため、一定の集団規模を確保し社会性を身につけて卒業させることが重要であると考えている。

委員から交通の便について指摘があったが、統合校は伊達地区や安達地区を含め県北地区の広域から通学しやすい福島中央高校とするよう検討した。

神山悦子委員

そもそも各地区にある高校を統廃合することになる。少人数教育が求められる中、一定の社会性を身につける規模が欲しいとの理由で市町村を越えて統廃合するが、少人数であるからこそ救われる子供がいると再三述べてきた。私の地元にある安積高等学校御館校は既に統廃合の対象にされたが、不登校気味であったり学校についていけない子供が生徒会長になったり、教員が家族同様に温かく接することで、子供が誇りを持ち自立して社会に出て行っている。定時制はそのような役割があるからこそ、効率優先で統廃合をすべきでないと思う。少人数だからこそ高校で身につけるべき学力や学び直しができたのではないか。

福島市に定時制高校があるため保原高校定時制を統合するというのは非常に無理があると思うが、見解を聞く。

県立高校改革室長

小規模校のよさがあるのではないかと指摘である。定時制高校はこれまで様々な課題を抱えた生徒が通学し、地域における役割も十分果たしてきた。近年の入学者は1桁か2桁でも10数名程度が継続しており、学校において社会に出て行くための社会性や人間性を育む環境を提供できない。大勢の生徒が切磋琢磨して社会性を身につけていくことが大事であると考えているため、統合を進めている。

佐々木彰副委員長

神山委員から保原高校定時制について質問があったが、保原高校定時制に関する請願の要旨は、不登校など様々な事情により通学しにくい生徒をどのように支援していくかである。保原高校全日制でも梁川高校との統廃合が検討されているが、統合により生徒の多様性が広がることが想定されるため、様々な事情で通学しにくい生徒への対応ができれば、請願に対する問題がクリアできると考えている。

統合後の保原高校における、不登校など様々な事情で通学が難しい生徒への対応について、考えがあれば聞く。

県立高校改革室長

中学校時代に不登校など様々な経験をした生徒や一定の障がいがある生徒については、現在全ての学校で受け入れている。全ての高等学校にスクールカウンセラーを設置し丁寧に対応しているほか、学校内のみならず医療機関、教育事務所や自治体のスクールソーシャルワーカーなど外部とも連携し、地域全体で生徒を支援している。保原高校と梁川高校の統合校においても丁寧な学習指導やきめ細かな生徒指導を行い、両校のよい取組を継承した学校にしていく。

神山悦子委員

今後は保原高校定時制と福島中央高校、保原高校全日制と梁川高校を統合するとのことである。保原高校はこれまで全日制と定時制と2タイプあったが、これまで地域で役割を果たしてきたにもかかわらず定時制をなくしてしまう。教育委員会としては統合したほうが管理しやすく一定の教員数を確保できると言うが、保原高校は保原地域で両方の役割を担ってきたのではないか。教育委員会の都合で、社会性を身につけさせるためと言うが、こうした子供たちをなぜ競争させなければならないのか。不登校は120名も増え、県内のいじめの認知件数は過去最高であるとの報道があるが、さきの原発事故以降、台風災害や新型コロナウイルス感染症など様々な状況があるためだと思う。保原高校については5,000名程度の署名が集まり、なくさないでほしいと地域の人が教育委員会に要望したのではないか。南会津地域についても、地域の人がなくさないでほしいと言っている。

県立高校改革計画はスケジュールありきであり、真の高校教育ができるのかと思うほどである。伊達郡から通えるようにし、統廃合は実施すべきではない。このようにどんどん統廃合を進めていくのは、まさに教育委員会の都合そのものではないか。高校教育はそういうものではないと思うが、考えがあれば聞く。

県立高校改革室長

定時制高校は、従来の勤労青年の学びの場から様々な課題を抱えた生徒が学ぶ場へと役割が変化してきている。そのため、生徒のニーズに応えるために、全日制の高校よりは遅いが夜間部よりは早く帰宅できる夕間部を設置する。生徒のニーズに応えるためにも夜間部と夕間部を合わせ、よりよい定時制の在り方を提示したい。

神山悦子委員

夕間部及び夜間部の開始時刻と学校給食の有無を聞く。

県立高校改革室長

現時点の案としては、夕間部は15時前後から、夜間部は17時前後から開始する。

神山悦子委員

カリキュラムが分からないため聞く。夕間部は15時から開始することだが、夜間部の生徒と時間は重複するのか。

県立高校改革室長

夕間部と夜間部はそれぞれ1日4時間分の時間割を組んでおり、1時間分を重複させて予定を組んでいる。夕間部では3時間授業を行ってから夕食を取り……

神山悦子委員

夕間部と夜間部は一緒に食事をするのか。

県立高校改革室長

確認中のため、後ほど回答する。

神山悦子委員

地元ではこうした質問も想定して説明したのだと思うが、分かるように説明しなければいけないのではないかと。子供たちが通えるのか否かなど今後の方針が決まらないまま、統廃合のみ先に決めるとのことか。

遊佐久男委員長

県立高校改革室長は回答できるか。

県立高校改革室長

少し時間が欲しい。

佐々木彰副委員長

それでは、別の質問に移る。

自由民主党福島県議会議員会に対し、特別支援学校高等部の通学に関する要望書が提出された。大笹生支援学校に通学する高等部の生徒は、「自立通学を社会生活自立に向けての基礎づくりの1つ」と位置づけられ、通学バスに乗れない状況にある。障がいの状況によっては自力通学が難しい生徒もおり、送迎に苦慮する保護者もいるようである。伊達市では、大笹生支援学校へ向かうバスを市が独自に運行している。今回、伊達市議会の12月定例会において同様の請願が提出され採択されたが、関係自治体と協議を行い、自力通学ができない生徒の通学支援に取り組んでいくことは可能か。

特別支援教育課長

大笹生支援学校の高等生及び中学部3年生の保護者から要望されている通学支援については、12月初旬に特別支援学校通学を考える会から本課に対しても要望があった。現在、次年度における暫定的なバス対応については、伊達市の担当部署に対し市の通学バスの利用の可否を相談しているため、引き続き次年度の対応を十分検討していく。

宮下雅志委員

県立高校改革計画は是か非かとの話になってしまった。高校は専門の教員を科目毎に配置することから複式学級のな学校はあり得ず、高等教育と小学校教育は全く別であると考えている。子供が増えれば少子化は止まるが、それも難しいことを考えると、少子化は恐らく後期計画の実現後もさらに続いていく。今後の県内における高等学校の在り方は、将来にわたり考えていかなければならない問題である。

私が高校生の頃は、地元で高校がなかったり通学したい高校に自力で通学するために、同級生は下宿をしたり電車で通うなど努力しながら高校教育を受けてきた。自宅近くに高校がない子供は、県内に山ほどいる。今回、南会津高校と田島高校の統合によって、現役の子供たちも通学先を変えなければならない。何らかの対応が必要であるとして寄宿舎を建てることになったと思うが、何名程度の規模でどのように管理するかなど、現時点で決まっている内容があれば概略を聞く。

県立高校改革室長

先日、県立高等学校改革懇談会が終了し、寄宿舎の建設に向けた作業に着手したばかりであるため現時点では検討中である。なお、現在は南会津高校に寄宿舎があるため、生徒の状況を把握した上で人数や規模を検討していく。

宮下雅志委員

川口高校の寄宿舎では、食事が提供できないなど管理の都合により土日は家に帰らなければならなかったり、全県が1学区であった会津学鳳中学校では、小学校卒業後の子供が近くにアパートを借りて生活して通学するといった話もあった。

県は現状の寄宿舎をどのような考え方で設置しているのか。

高校教育課長

ふたば未来学園中学校には寄宿舎があり全県下から生徒が通うが、会津学鳳中学校には寄宿舎がなく、中山間地域にある川口高校は町から協力を得ている。そのため、地域や学校の実情に応じて設置している現状にあり、それ以上は述べられない。

宮下雅志委員

恐らく寄宿舎の設置についての決まりはないと思う。川口高校では、何とか定員割れを防ぐために他地域からも生徒を受け入れようと寄宿舎を設置しており、ふたば未来学園中学校では全県から生徒が集まるため寄宿舎を設置している。

今回、南会津高校と田島高校の統合校で寄宿舎を造る際の考え方は、高校教育の将来に向けた方向性になると思う。今後ますます高校が少なくなれば通学距離が長くなる子供が増えるため、希望する子供全員が学校の寄宿舎などに入れるようにするなど、少子化と高校の統廃合は寄宿舎の設置まで見据えていく必要がある。

南会津高校と田島高校の統合校における寄宿舎の設置については、この際県としての基準を明確にしておくべきと思うが、考えがあれば聞く。

県立高校改革室長

本県には少子化など様々な課題があり、各地区や各学校の状況を踏まえて寄宿舎を設けている状況であるため、引き続き基本的な設置の考え方を検討していく。

神山悦子委員

再度県立高校改革室長に聞くが、夜間部と夕間部の関係については分かったか。

県立高校改革室長

検討中であることを前提に説明するが、夕間部は午後3～7時頃まで、夜間部は午後5時半～9時頃までを予定しており、1時間重複する時間については一緒に授業を受ける。

神山悦子委員

夕食は出るのか。

県立高校改革室長

給食の時間を設ける予定である。

神山悦子委員

もう少し様々な事象を想定して説明するならまだしも、統廃合ありきで進めるからこのような説明になるのだと思う。教育長は県立高等学校改革懇談会で統廃合が決まったと述べており、懇談会は意見を聞くのみで方針を変えず、しかも今後具体的に調整していくとの話であり、あまりにもひどい。

宮下委員も述べたとおり、このまま県立高校改革計画を進めていけば、県内各地の高校が半分程度になり通学経路が遠

くなるなど様々な課題が生じる。そうした場合も当然想定し、そのような質問にも答えられるようにしておくならまだしも、教育内容と高校統廃合の方向のみ決定し、皆さん納得してくださいと言っても誰も納得できないではないか。

私が統廃合をすべきでないとするのは、通学の課題のほか、地域に根差してきた役割や特色など歴史的な背景があるからこそ高校が残ってきたと思うからであり、少人数であるため統廃合を行うとの前提は全く教育的ではない。例えば、フランスの小学校では、子供が小さいうちは郊外の自然豊かな場所で教育したいと親が望めば、その場に教員が派遣され教育を受けられるようになっている。子供たちや保護者の負担が本当に大変であるため、これまでの効率を優先する教育の在り方を再点検すべきである。拙速に高校統廃合を実施すべきではなく、決まったこととして推進するのは問題ありだと思うため、意見を述べる。

また、南会津高校と田島高校の統合については、様々な団体や地域から何度も教育委員会に要望しているが、要望を加味せず統合するのか。また、今後どのようなスケジュールで協議していくのか。

県立高校改革室長

少子化が進む南会津地域の現状を踏まえると、県立高校改革計画は喫緊の課題であるというのが基本的な考え方である。そうした中、第3回県立高校改革懇談会を開催したが、統合については十分には納得できないとの意見も得た。一方で、統合を先延ばしにすることは子供たちのためにならないとの意見や、寄宿舎の設置や交通費の助成等については大きく前進したとの評価もあったため、今後は統合を前提に進めていく。

神山悦子委員

寄宿舎の経費を誰が負担するかが問題であり、県が寄宿舎を造っても町が費用を負担するのでは本末転倒である。統廃合によって生じる様々な課題については、教育委員会が負担するとの方向性を示せないことには本当に驚く。

教育予算に関する請願も提出されているが、教育庁は「教育予算につきましては、これまでも必要額の確保に努めてきたところであり、今後も予算確保に努めてまいる考えであります。」との回答であり、全く痛みを感じていないようである。この請願には、教職員の増員、20人程度学級の実現、学校施設の耐震化改修、特別支援学校設置計画の早期化、学校給食費無償化など具体的に記載がある。しかし、これらを質問すると金があるか分からないため実施しないとの冷たい答弁しか返ってこない。こうした要望に応えられなければ、教育予算を増やすしかないではないか。

先ほどの話に戻るが、こうした要望を実現するためにも、また高校統廃合に伴う通学費や寄宿舎に対応するためにも、教育委員会が課題を負担するとの方向が見えない中で判断はできないと思う。そのため、教育予算を増やすべきであり、様々な課題を負担すると方向を示すべきと思うが、教育長はどう考えるか。

教育長

高校生の教育環境を考えた場合、大前提として果たして10名にも満たない人数ではどうかと思っている。様々な課題を抱える子供がおり一概に言い切れない部分はあるが、一般論として言えば、これから社会に出て行くためには一定の人数の中で切磋琢磨する環境が必要であると考えており、入り口の部分で意見の違いがある。

委員は南会津地域における例を述べていたが他の地域においても同様の事態となり得るため、今回の統廃合により極端に通学費が増えるケースについては、令和4年度に向けて、その学校のみではなく教育委員会が一定のルールに基づき具体的に設計していく。

また、寄宿舎については、統合を前提としないと設計ができない。確かに一部では反対意見があるが、スタートを切らせてもらわないと具体的な学校の魅力化が進まない。南会津高校の寄宿舎には現在18名の生徒が入っているが、そうした規模も参考にしながら、少なくとも建設については県の責任の下で実施していく。

県立高校改革計画については、どの地域においても全員がもろ手を挙げて賛成ではないと承知しているが、少なくとも今よりよい学習環境を提供できると考える。

神山悦子委員

教育長とは入り口の部分で意見が異なる。今になり見えてきた高校統廃合に関する様々な課題について、一定の考え方

を県民や関係者に示しながら検討すべきと思うが、県立高校改革室長はどうか。

県立高校改革室長

生徒が進路を決める時期に間に合うよう、まずは県がしっかりと設計し、当事者である中学生やその保護者に対し、その内容を丁寧に説明できるよう努力していく。

神山悦子委員

特別支援教育についても質問する。先ほど佐々木副委員長からも質問のあった特別支援学校の通学費負担の問題については、改めて聞くと本当に大変なようだ。伊達市の特別支援学校の開校にはまだ時間があるため、現在困っている保護者について、通学費の負担を軽減させるなどの考えはあるか。

特別支援教育課長

ガソリン代や定期券代などの通学費については、就学奨励費によって保護者の経済状況にかかわらず全てを負担している。また、小学部及び中学部でスクールバスが配備されている学校については、スクールバスで通学してもらう。

高等部については、卒業後の自立や社会参加に向けて、可能な限り公共交通機関を利用して自力通学してもらうことを基本としている。

神山悦子委員

月に11万円もタクシー代がかかるなど本当に大変な負担であるものの、仕事を辞めると経済的に困るため働きながら交通費を出していると思うが、何らかの配慮があってしかるべきである。障がいの度合いが異なるため、教育委員会として個別に対応するよう求めておく。

次に、特別支援学校における学校の面積や人数などについて、これまで国は基準を示していなかったが、今後検討するとのことである。基準に準じた学校となるよう、基準が分かり次第早く知らせるべきと思うが、考えを聞く。

特別支援教育課長

特別支援学校には設置基準がないが、文部科学省が作成した参考資料に基づき学校づくりを行っている。今後、国から設置基準の詳細が示された場合には、それを考慮して学校づくりをしていく。

現在は、詳細な設置基準がないため、障がい種に応じて教室の大きさや備品を用意している。

神山悦子委員

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生も大学生も大変な状況である。給付型奨学金制度は大学生向けしかないため、これまでも高校生向けの給付型奨学金制度の創設を求めてきた。給付型にすれば奨学金の返済が不要となるが、今こそ県として一歩踏み込んだ制度をつくるべきと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した高校生等への支援としては、家計急変世帯への奨学給付金の給付や新入生に対する前倒し給付の実施により経済的な支援を図っている。また、奨学資金の貸付けについても緊急採用制度の随時募集を行っている。

大学生への支援については、今後とも国が実施している家計急変に対応した給付奨学金制度の周知に努めていく。

神山悦子委員

新型コロナウイルス感染症により家計が急変した家庭については、十分に相談に乗るなど制度の周知を是非願う。

この制度は12月末までに打ち切られるとのことであったか。これまでの予算の残額で実施するのはよいが、学生は年末にバイトがなく大変であるとの話を聞くため1度もらうともらえないとの条件では困る。今後も新型コロナウイルス感染症が続くため、予算を拡充し、本県の大学生や高校生を支援すると同時に、本県から県外へ行っている学生への支援を今検討すべきと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

県の現状としては先ほど述べた仕組みであるため、その周知に努めていく。